平成２６年（フ）第１０７号
岡山県倉敷市安江550番地１　県営中洲団地１棟103号
破産者　山下美千子
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
岡山県美作市英田青野370番地１
破産者　赤堀　彰泰
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第４３号
山口県下関市長府浜浦町21番15号、前住所広島県庄原市東城町川西865番地２
破産者　渡邉　英昭
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
山口県下関市大字吉田1063番地20
破産者　細川　博已
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
山口県下関市椋野上町10番８号　ガーデンテラス椋野Ａ102号
破産者　入江　信之
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
香川県高松市太田上町11番地１　フレンドリーＢ006号室
破産者　奥野　彰子（旧姓中納）
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９２号
愛媛県松山市西垣生町338　グランシェル西垣生Ⅰ107号、住民票上の住所愛媛県八幡浜市産業通１番25号　菊産ビル302号室
破産者　山田　竜也
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７号
愛媛県松山市住吉２丁目２番７号　ダイアパレス松山503号
破産者　重松美由紀
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０号
愛媛県松山市久保田町183番地
破産者　平間　浩樹
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
愛媛県松山市高浜町１丁目1424番地８　ベルメゾン高浜605号
破産者　安田キヌ子
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４５号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地７棟11号
破産者　新山　恒生
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３９号
高知市高須新町３丁目２番８号　セジュール高須102
破産者　松岡　啓子
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５７号
高知市長浜4528番地11　ハイツ光内206号
破産者　小山　里美
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１号
福岡県筑後市大字羽犬塚305番地２　春日ハイツ202号室
破産者　新原瑠美子
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２６号
福岡県田川市大字夏吉197番地４
破産者　中村　陽子
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２９号
福岡県田川郡香春町中津原744―１　ハニーエクセルＡ―101、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字庄1801番地
破産者　川上　健次
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１９１号
長崎県佐世保市大潟町289番地134
破産者　草場　雅子
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
長崎県佐世保市桜木町878番地１　森永アパート、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目４番２―205号
破産者　梅下　正晶
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
長崎県佐世保市相浦町596番地１、旧住所長崎県松浦市志佐町里免232番地１　グレイスコートＢ203
破産者　柴田　　徹
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
長崎県佐世保市相浦町596番地１、旧住所長崎県松浦市志佐町里免232番地１　グレイスコートＢ203
破産者　柴田　　薫
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第２号
茨城県鹿嶋市大字宮中723番地９
再生債務者　伯母　義和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年７月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（再イ）第１０号
神戸市東灘区御影塚町２丁目15番５号　103号
再生債務者　一心たじまやこと　井若　順子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１２号
相模原市中央区星が丘４丁目７番10号
再生債務者　守屋　　純
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月１日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第１号
岐阜県可児市川合2293番地59
再生債務者　安江　　崇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日　岐阜地方裁判所御嵩支部